

鋳業上使用する工作物等の技術基準を定める省令の一部を改正する省令案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

○鋳業上使用する工作物等の技術基準を定める省令(平成十六年経済産業省令第九十七号)

改正案	現行
<p>(掘削バージ) 第十八条 (略) 2～6 (略) 7 掘削バージが鋳害の防止のために満たすべき基準は、次のとおりとする。 一～三 (略) 四 掘削バージにおいて使用する燃料油は、硫黄の含有率が三 ・五質量百分率を超えないものであり、かつ、無機酸を含ま ないこと。 五 (略) 8 (略)</p>	<p>(掘削バージ) 第十八条 (略) 2～6 (略) 7 掘削バージが鋳害の防止のために満たすべき基準は、次のとおりとする。 一～三 (略) 四 掘削バージにおいて使用する燃料油は、硫黄の含有率が四 ・五質量百分率を超えないものであり、かつ、無機酸を含ま ないこと。 五 (略) 8 (略)</p>